（協議書、許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等）

第三十四条　法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議をした行為、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号、第二十七条第三項若しくは第三十五条の四第三項の規定による許可を受けた行為又は法第二十八条第一項若しくは第三十五条の五第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出、許可の申請又は届出にあつては、第一条第二項（第十五条において準用する場合を含む。）、第二条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第二十二条第二項、第二十六条第二項、第三十一条の四第二項又は第三十一条の七第二項の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面（以下この条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2　（略）

3　第一項に該当するもののほか、法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議の申出、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号、第二十七条第三項若しくは第三十五条の四第三項の規定による許可の申請又は法第二十五条第九項、第二十七条第八項、第二十八条第一項、第三十五条の四第七項若しくは第三十五条の五第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

（教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書）

第三十五条　第十九条第三号ニの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一～四　（略）

五　行為地及びその付近の状況

六・七　（略）

2　（略）

（教育、学術研究又は研究開発として行う特定行為の届出書）

第三十六条の二　第三十五条の規定は、第三十一条の六第五号及び第六号の規定による届出について準用する。この場合において、第三十五条第一項第二号中「掘採する鉱物又は採取する土石の種類及び数量」とあるのは「特定行為の種類」と、同条第二項中「位置図及び掘採し、又は採取する範囲その他行為の方法を明らかにした図面」とあるのは「特定行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第三十七条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第二号、第九号、第十号（法第三十条において読み替えて準用する法第十八条第一項に係る部分に限る。）及び第十四号の二に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十四　（略）

十四の二　法第三十五条の六第一項に規定する権限

十五～十九　（略）

（協議書、許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等）

第三十四条　法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議をした行為、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第二十八条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出、許可の申請又は届出にあつては、第一条第二項（第十五条において準用する場合を含む。）、第二条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第二十二条第二項又は第二十六条第二項の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面（以下この条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2　（略）

3　第一項に該当するもののほか、法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議の申出、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の規定による許可の申請又は法第二十五条第九項、第二十七条第八項若しくは第二十八条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

（教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書）

第三十五条　第十九条第三号ニの規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一～四　（略）

五　行為地及びその附近の状況

六・七　（略）

2　（略）

（新規）

（権限の委任）

第三十七条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第二号、第九号及び第十号（法第三十条において読み替えて準用する法第十八条第一項に係る部分に限る。）に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十四　（略）

（新規）

十五～十九　（略）